

# 動物愛護・福祉に関する問題の改善

所属:理学・農業ゼミ

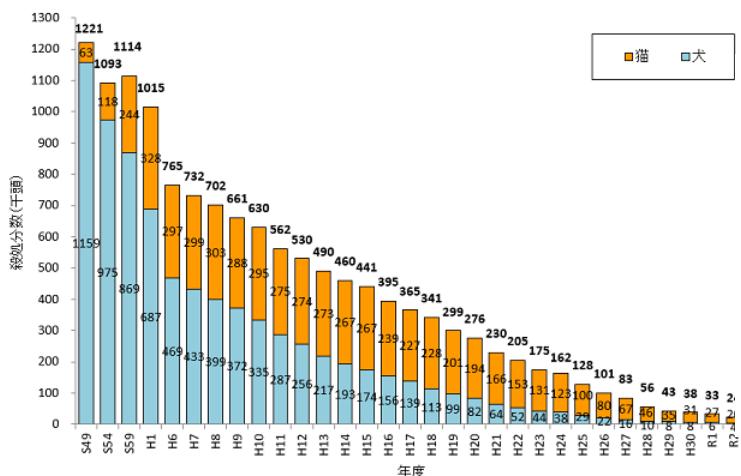
## 1. 要旨(Abstract)

日本では犬・猫の殺処分数や引き取り数、動物虐待がまだなくならない現状である。よって人々に動物愛護・福祉の現状をより詳しく伝えるため、地域の自治体や行政で行われている活動について、詳しい内容や行っている団体などを調べる。

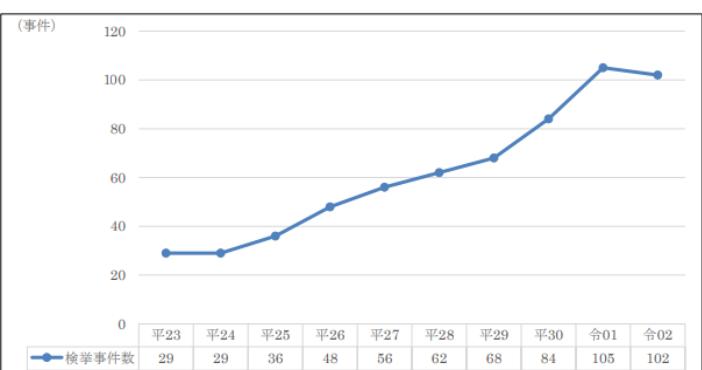
## 2. 序論(Introduction)

### 2. 1 研究背景

令和2年4月1日から令和3年3月31日にかけて、日本の行政機関である環境省が、全国を対象に「犬・猫の引取及び負傷動物等の収容並びに処分の状況」調査を実施した。この調査の結果から、令和2年度の犬・猫の処分数は30年前の昭和49年よりおよそ65%減少していることが分かる。(環境省HP R2) (図1参照)しかしながら、犬・猫の殺処分数は年間72000頭にも上っている現状である。日本は飼育数が多い国の中ではペット後進国と呼ばれており、この数値は非常に問題であると言われている。また、令和3年3月に警察庁生活安全局生活経済対策管理官が発表した令和2年度における動物虐待犯の検挙事件数は102件と、9年前の平成23年のおよそ3倍になっており増加傾向にある。(警視庁生活安全局) (図2参照)



[図 1]全国の犬・猫の殺処分数の推移



[図 2]動物虐待犯罪の検挙事件数の推移

### 2. 2 研究目的・研究意義

殺処分や動物虐待などの動物愛護・福祉に関する問題は人々にとって身近なものであり、一番身近な地域での活動を調べることが有効であると考えた。上記の内容を踏まえ、本研究では、なぜ犬・猫の殺処分や動物虐待などの動物愛護・福祉に関する問題はなくならないのかについて議論することを目的とする。この研究を行うことで、問題に対する対策活動の状況を詳しく知ることができ、問題解決のための活動に積極的に参加できることが期待される。

### 3. 研究方法(Methods)

#### 3. 1. 文献調査

研究目的達成のため、群馬県内で行われている殺処分や動物虐待などの動物愛護・福祉に関する問題に対しての対策を調べる。調査は主に群馬県などの行政機関が設けているホームページなどを用いて調査する。調べる内容として対策の具体的な内容、行っている団体、効果などを調べる。

#### 3. 2. アンケート

これから地域社会を担っていく若い世代が殺処分や動物虐待などの動物愛護・福祉に関する問題に対して、どれほどの知識や関心があるのかを調べるために、群馬県内の高校一年生37人を対象に動物愛護・福祉に関する調査を行う。調査は、GoogleFormsを使用して行った。

### 4. 結果・考察(Results & Discussion)

#### 4. 1. 結果

##### 4. 1. 1 地域猫活動

群馬県では野良猫問題解決のため地域猫活動を行っている。地域猫活動とは、今地域にいる飼い主のいない猫をこれ以上増やさないようにし、地域住民ができるることを役割分担し、その猫たちを管理していくものである。(群馬県 HP) 地域猫活動の主な活動の一つがTNR活動だ。TNR活動とは、Tirap(捕獲)、Neuter(不妊・去勢手術)、Return(猫を元の場所に戻す)の略である。不妊・去勢手術をした猫は不妊・去勢手術をした目印として耳をV字にカットする。耳をV字にカットされた猫はさくらねこと呼ばれている。「さくらねこTNR」を実施することで、繁殖を防止し、地域の猫、さくらねことして一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関する苦情や、殺処分の現状に寄与する活動である。(動物基金) 地域猫活動を行っている団体は主に各地域の自治体またはその地域住民、動物愛護センターなどである。自治体での活動は、野良猫の被害に困っている住民や野良猫を助けたいと思う住民などが協力し合い行われている。具体的な内容として、上記に記したTNR活動などを行っている。その他の活動としては、各地域で住民が猫に餌を与え、糞や尿で困る人が出ないよう猫用トイレを設置し、定期的に清掃を行っている。また、地域の回覧板や掲示板を活用し、地域猫活動の目的を知ってもらい協力者を集めている。行政としての活動では県獣医協会の動物病院で猫の不妊・去勢手術を行った場合、手術に係る自治体の経費負担の軽減化などを行っている。令和3年度に前橋市が行ったさくらねこ無料不妊去勢手術数は1年間で165匹にも上る。その他の活動には、地域猫活動の考え方の普及や、地域の理解に至るコーディネートを動物愛護団体が行っている。また、登録申請した地域への捕獲器の貸出や、地域猫活動の普及のためのチラシ作成等も行っている。(群馬県 HP) また、平成23年から令和2年にかけて群馬県が行った猫の殺処分数は平成23年で1523頭、令和2年で587頭と10年間で三分の一の頭数になっている。

(図3参照)

犬・猫の処分頭数 (前橋市、高崎市を除く)			
年度	犬 (頭数)	猫 (匹数)	合計 (数)
平成23年度	664	1,523	2,187
平成24年度	669	1,523	2,192
平成25年度	617	1,161	1,778
平成26年度	515	1,098	1,613
平成27年度	348	1,223	1,571
平成28年度	240	1,567	1,807
平成29年度	228	1,332	1,560
平成30年度	221	1,159	1,380
令和元年度	124	903	1,027
令和2年度	49	587	636

[図 3]

#### 4. 1. 2ぐんま犬猫パートナーシップ制度

群馬県は犬猫の殺処分のない社会に向けての新たな取り組みとして、令和2年12月1日からぐんま犬猫パートナーシップ制度をスタートした。ぐんま犬猫パートナーシップ制度とは、県と第一種動物取扱業者が協力して、犬猫を適正に最後まで飼うことを普及することで、「飼い主とペットがずっと一緒に暮らせる県」を目指すものである。この取り組みの目的は大きく2つある。1つは適正飼養・終生飼養できる飼い主を増やすこと。もう1つは行政が行う譲渡事業を知つてもらうことにある。飼い主一人ひとりが、責任を持って飼うこと、譲渡という選択肢を広く知つてもらうことで、「ペットとずっと一緒に暮らせる」飼い主が増えることで、群馬県内の犬猫殺処分数の減少に繋げていくことが目的である。また、この制度の対象施設は、群馬県内の第一種動物取扱業の事務所である。第一種動物取扱業の事務所とは、ペットショップやトリミングサロン、訓練所、動物園、一部の動物病院など、動物を扱う店舗や施設のことである。これらの事業所のうち、群馬県が定めた「パートナー登録基準」を満たした事業所が「パートナー事業所」として本制度に登録することができる。パートナー事業所は犬猫販売の場合、通常行われる動物情報の説明の他、最後まで幸せに飼い続けるための注意点を入念に説明してくれる。訓練業やトリミングサロンなどでは、飼育中のアドバイスを通して、適正飼養をサポートしてくれる。チラシの設置や配布ができる場合、県や中核市が行う動物愛護の情報誌等を用いて、適正飼養を啓発協力してくれる。また、毎月発行される犬猫パートナー通信を通じて、行政からの犬猫譲渡のスケジュールや、適正飼養等に関する情報を届ける。この制度に登録しているパートナー事業所はステッカーやポスターで見分けられるようになっている。下記のような犬と猫をギュッと抱きしめている、ハート型のマークが目印になる。(図4参照)



[図 4]

#### 4. 1. 3動物愛護センター

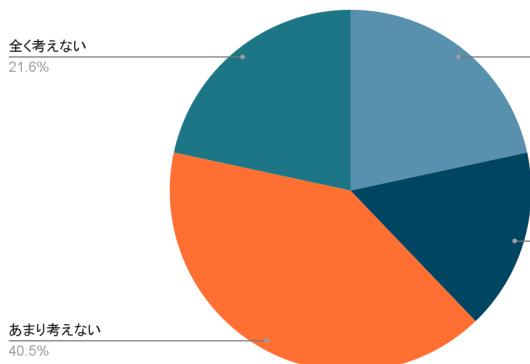
群馬県は、中核市(前橋市・高崎市)を除く群馬県内の地域を管轄する動物愛護センターを設置している。この動物愛護センターの目的の1つは、動物愛護に関する情報やサービスを総合的に提供することだ。また他には、動物等の問題に取り組み、生活環境の向上を目指すことや、より質の高いきめ細かい動物愛護サービスを提供すること、人と動物とのより良い関係づくりに努めることなどがある。従来から、犬・猫等の処分は勢多郡富士見村の県畜産試験場に設置の動物死体焼却場において、各保健所が持ち込む殺処分犬を焼却処分していた。その後、昭和47年4月沼田市佐山町に群馬県動物管理センター(旧群馬県ドッグセンター)を設置した。さらに、昭和50年動物の保護及び管理に関する法律に基づき、猫収容室及びドリームボックス(犬猫を殺処分するためのガス室のこと)を国庫補助金により、整備し、平成元年群馬県動物の愛護及び管理に関する条例施行に伴い、動物愛護管理センターに名称を変更した。平成6年に群馬県動物管理センターを新設し、業務を行ってきた。平成27年7月佐波郡玉村町樋越

に群馬県動物愛護センターを新設した。旧動物管理センターは管理保護棟として現在に至っている。主な業務は、収容犬の管理、犬・猫の衛生的処分、動物由来感染症の基礎調査、動物愛護思想の普及・啓発事業、譲渡事業、動物取扱業及び特定動物などの許認可・指導等を行っている。具体的な内容として、群馬県動物愛護センターでは、保護・収容された犬等を、県民及び登録団体へ譲渡する事業を実施している。譲渡対象となるのは、動物愛護センターの審査で、譲渡に適していると判断された犬等である。健康状態や人へのなれ具合、性格等、チェックシートに基づいた総合的な判断により譲渡動物を選定する。譲渡に適していると判断された場合には、ワクチン接種(パルボウイルス等の混合ワクチン)、駆虫(体内外の寄生虫やノミダニ等の駆除)を行い、譲渡している。譲渡事業は、動物愛護の観点から、生命尊重とあわせて、新しい飼い主になる方に地域の模範的な飼い主になってもらうことを目的としている。そのため、「新しい飼い主さん」になるためには、いくつかの要件と遵守してもらう事項がある。また、「新しい飼い主さん」になるには、譲渡前講習会の受講や譲渡希望者登録など一定の手続きが必要になる。その他に群馬県動物愛護センターでは、野良犬、迷子の犬、放し飼いの犬など係留されていない犬を保護(収容)している。また、負傷した犬・猫や、捨てられた猫を保護している。しかし、動物を捨てることは犯罪であり、「動物の愛護及び管理に関する法律」により処罰される。また、保護されている犬・猫の情報は群馬県ホームページ、動物愛護センターに掲載されている。

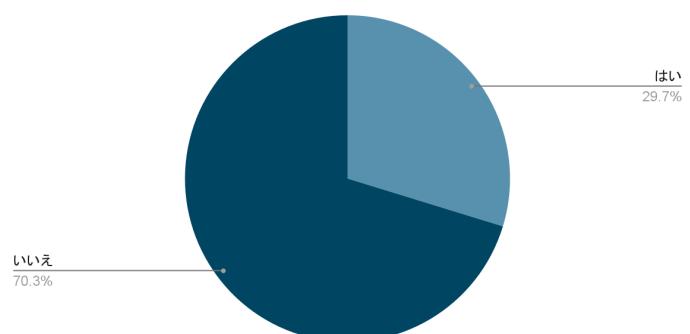
#### 4. 1. 4アンケート

このアンケートでは4つの質問を対象者に行った。1つ目は「動物愛護・福祉について考えたことはあるか」という質問である。結果として、よく考えると答えた割合は21.6%(8人)、考えると答えた人の割合が16.2%(6人)、あまり考えないと答えた人の割合は40.5%(15人)、考えないと答えた人の割合は21.6%(8人)という数字が得られた。このことから、動物愛護・福祉に関する問題について考えることがある人は37%と比較的少ないことがわかった。(グラフ1参照)2つ目は、「殺処分や動物虐待などの動物愛護・福祉に関する問題の対策として、行政が何を行っているか知っていますか」という質問である。結果として、はいと答えた割合は29.7%(11人)、いいえと答えた人の割合は70.3%(26人)という数字が得られた。このことから、動物愛護・福祉に関する問題の対策として行政が行っていることを知っている人は、およそ30%と比較的少ないことがわかった。(グラフ2参照)3つ目は「動物愛護・福祉に関する問題は今まで良いと思うか」という質問である。結果として、良くないと思うと答えた人の割合は90.3%(28人)、良いと思うと答えた人の割合は9.7%(3人)という数字が得られた。このことから、動物愛護・福祉に関する問題は解決するべきだと思っている人が、9割を超えることがわかった。(グラフ3参照)4つ目は、「動物愛護・福祉に関する問題はこれからどうして行くべきだと思いますか」という質問である。回答として、「殺処分や動物虐待は大きな問題なのでなくすべきだ」という意見や、「みんなもっと動物愛護に関する問題に関心を持ってほしい」などの意見が得られた。このアンケートの結果から、動物愛護・福祉に関する問題について、認識をし、問題を改善すべきだと思っている人が多かったが、アンケート対象者の中では問題に対する対策や改善策を知る人が少ないとという結果になった。また、問題の認識も皆、抽象的で具体的な数や現状を知らない人が多いという結果になった。

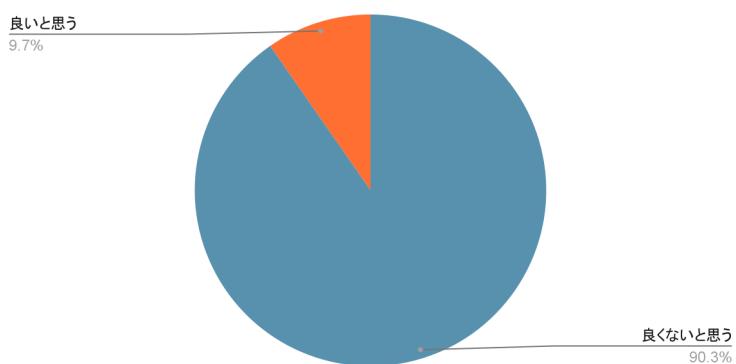
動物愛護について考えた事はあるか [グラフ1]



殺処分などの動物愛護問題の対策として何を行っているか知っていますか [グラフ2]



動物愛護、福祉に関する問題は現状のままで良いと思うか？ [グラフ3]



#### 4. 2. 考察

結果から言えることを考察すると、殺処分や動物虐待、多頭飼育崩壊などの動物愛護・福祉に関する問題がなくならない原因として、以下のようなことが考えられる。群馬県では調査結果の通り数多くの対策が取られておりその対策は犬・猫の殺処分数の減少など、問題に対しての効果があると考えられる。しかし、県などの行政がこれだけの対策を行っているにも関わらず、動物愛護・福祉に関する問題がなくならない現状である。その原因として、地域住民や飼い主、つまり私達が、問題への対策や改善策を具体的に知らないことなどの関心度の低さが関わっていると考える。

#### 5. 結論・展望(Conclusions & Outlook)

この研究から、私の研究目的であるなぜ犬・猫の殺処分や動物虐待などの動物愛護・福祉に関する問題はなくならないのかについて議論するという目的は、県などの行政では問題に対するたくさんの対策を計画し、実行しているが、地域住民や飼い主などの問題に対する認識や関心度が低いということから、人々の関心度や対策の実行意欲が上がれば、問題の改善が見込めると結論づけました。この研究から、動物愛護・福祉について考える人が増えるようになると思う。どのような対策を行政が行っているのかを知ることによって、自らがどのようなことをすれば問題解決に貢献できるのかを具体的に知ることができ、結果的に殺処分や動物虐待を減らすことができるのではないかと考える。

#### 6. 謝辞(Acknowledgements)

この研究を進めるにあたって様々な行政からの情報や先行研究を参考にさせていただいた。「動物愛護及び管理に関する法律」を元に自治体や行政がどのような対策を行っているのかなど、行政からの情報、先行研究から多くの知識を得た上で結論を導き出すことが出来た。また、研究に助言をくださった先生方やアンケート対象者である協力してくださった生徒の皆さんに感謝申し上げます。

#### 7. 引用文献(References)・参考文献(Bibliography)

- ・「環境省 HP」環境省 統計資料「犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況」「動物の愛護と適切な管理」
- ・「警察庁 生活安全局」  
[https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/seikeikan/R02\\_seikatsukeizaijhan.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/seikeikan/R02_seikatsukeizaijhan.pdf)
- ・「上智大学経営学部経営学科 西岡優衣2019」  
なぜ日本のペット殺処分はゼロにならないのか
- ・人といのちの関わり
- ・「群馬県 HP」

### 地域猫活動のすすめ

- ・「公益財団法人」  
さくらねこ♥TNRとは (TNR先行型地域猫) - どうぶつ基金
- ・「前橋市 HP」  
さくらねこ無料不妊去勢手術の活動報告／前橋市
- ・「群馬県 HP」ぐんま犬猫パートナーシップ制度
- ・「動物愛護センター」群馬県動物愛護センター
- ・「動物愛護センター」群馬県 - センター概要
- ・「動物愛護センター」譲渡事業について

### 8. 付録(Appendix)

アンケート4つ目の質問、「動物愛護・福祉に関する問題はこれからどうして行くべきだと思いますか」の詳細な回答として他に、「どんな対策がこれまで取られてきたか知らなかった」「あまり動物愛護については考えて来なかつた」などの回答があった。